

○建築物のエネルギー消費性能に係る認定手数料一覧（法第41条）

＜島田市＞

（市長が定める機関が交付した適合証を添付する場合（事前審査有り））

申請の区分			評価方法	手数料の額（単位：円）	申請単位
				新規認定	
一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの）			性能基準・仕様基準	5,000	戸
（一戸建ての住宅以外の住宅） 右欄の額を合算 ※1	住戸部分の申請に係る戸数 （区分単位：戸）	1戸	性能基準・仕様基準	5,000	件
		2戸以上～5戸以下		10,000	
		6戸以上～10戸以下		17,000	
		11戸以上		29,000	
	共用部分 ※2 （区分単位：㎡）		標準入力法	10,000	
	住戸部分及び共用部分以外の部分 （区分単位：㎡）	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	10,000	
		300㎡超		17,000	
その他の建築物の床面積の合計 （区分単位：㎡）		300㎡以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	10,000	件
		300超		17,000	

- ※1 各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。  
 ※2 共同住宅の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。

## その他の場合（事前審査無し）

申請の区分		評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位	
			新規認定			
一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		性能基準	37,000		戸	
		仕様基準	18,000			
（一戸建ての住宅以外の住宅 右欄を額を合算※1）	住戸部分の 申請に係る戸数 (区分単位：戸)	1戸	性能基準	37,000		件
		2戸以上～5戸以下		75,000		
		6戸以上～10戸以下		106,000		
		11戸以上		150,000		
		1戸	仕様基準	18,000		
		2戸以上～5戸以下		35,000		
		6戸以上～10戸以下		51,000		
		11戸以上		75,000		
	共用部分 ※2 (区分単位：㎡)		標準入力法	118,000		
	住戸部分及び共用 部分以外の部分 (区分単位：㎡)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法	246,000		
			モデル建物法	94,000		
		300㎡超	標準入力法 主要室入力法	309,000		
			モデル建物法	120,000		
	その他の建築物の 床面積の合計 (区分単位：㎡)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法	246,000		
モデル建物法			94,000			
300㎡超		標準入力法 主要室入力法	309,000			
		モデル建物法	120,000			

- ※1 各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）は、当該区分の額を加算する必要はありません。
- ※2 共同住宅の共用部分を算出しない方法で評価する場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。